2010.07.01
JGAP技術委員会（青果物部会） 事務局

JGAP青果物2010（パブリックコメント版）に対してお寄せいただいたパブリックコメントと回答

以下の内容は、『JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物 2010（パブリックコメント版）』に対して集まったパブリックコメント（2010年4月1日～5月5日）に対する回答です。
項目番号は『JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物 2010（正式版）』のものです。正式版から削除された項目はパブコメ番号と記載されています。

通し番号	項目番号	投稿者	パブリックコメントとしてお寄せいただいた問題点	パブリックコメントとしてお寄せいただいた意見・改善案	技術委員会の回答
1	1.1.1	会員企業	農場はどのような証拠を提示して、1.1.1項についての適合を説明出来るのか、単純に理念の項目を暗唱できれば適合とされるのか、理念が実際の農場に実現されている必要があるのか、現在の適合基準の表現では、判断しにくいかと思われます。		完成版では、 管理点を「JGAPに主体的に取り組んでいる」、適合基準を「JGAP導入の理由や目的を説明できる。」 としました。
2	1.2.4	会員企業	ここでいう「新規圃場」について、過去一年以内に取得または使用開始した圃場を含むと聞いていますが、1.2.6項の表現だけでは、これから使用開始する圃場に限定した内容に見えます。「新規圃場」について、用語集に定めるか、この項目で説明を入れてはいかがでしょうか。		完成版では、言葉の定義に、 「過去一年以内に使用開始した圃場、これから使用予定の圃場のこと。」 と記載しました。
3	1.4.3	審査員	「指導員」の指導をうけていないと「重要」がクリアできないのは、GAPにとって必要なのかが疑問。「指導員」ではなくても、GAPの意味を理解して自己点検を行い、継続的な改善を行っていればいいのではないか。	管理点1.4.1に吸収してはどうでしょうか？ 「自己点検を行った者はJGAP指導員である。もしくはJGAP指導員と共同で自己点検を実施している。」は削除してはどうでしょうか。	完成版では、 「自己点検は、JGAPを充分に理解している者が行っている。」 としました。 「充分に理解している」ことの判断の例示として、「すでに認証を取得している農場の責任者が行う。JGAP指導員と共同で行う。JGAP指導員による充分な指導のもとで農場の責任者が行う。」 と列挙しました。

通し番号	項目番号	投稿者	パブリックコメントとしてお寄せいただいた問題点	パブリックコメントとしてお寄せいただいた意見・改善案	技術委員会の回答
4	3.3.1	会員企業	「④商品の表示が正しいことを関係機関に確認している」について、表示をどの関係機関に確認すべきでしょうか。取引先の表示担当部署への包材サンプルの提供で良いのか、保健所などへの確認が必要なのか、どの程度までの確認が必要でしょうか。関係機関として、どの程度のところまで考えれば良いのか、例示が必要と思われます。		完成版では、 「③商品の表示の管理」 とし、マーク等の表示については商品管理の責任者が管理しているか、ということだけを問うように変更しました。
5	3.3.1	審査員	商品の表示についての「関係機関」は、どこまでなのかが判断しにくい。	「出荷先に迷惑をかけないことを確認している」「表示規格に準拠しているか」このような方がいいのではないか。	
6	3.4.2	会員企業	商品回収を伴う重大事故（例えば、残留農薬の基準値違反）が発生した場合とあります。どのような条件を満たした場合に、基準値違反であるかがJGAPにおいて定義されておりません。ましてや、農産物ではどのようにして採取したサンプルであるかも極めて重要で、結果を大きく左右します。一部の良心的な栽培農家は最悪の条件を想定してサンプル取りを行い、それを分析依頼しています。 数字だけみただけでは基準値オーバーの可能性がありますが、このようなちゃんとした考えの基で食品安全をみている栽培農家を追い詰めることになりはしませんでしょうか。どのような場合に違反であるかの定義を明確にすべきと考えます。その際、諸外国でこのような厳しい行政をしている国はないと了解しておりますが、この辺の整合性に向けて日本GAP協会の貢献が期待されているのではないかと考えます。		食品衛生法で定められた基準値を超過した場合は全て残留農薬基準違反となります。保健所による収去検査だけでなく、生産者や出荷先による自主検査で基準値超過が発生した場合も、消費者の健康や取引先の信頼を保つために商品回収などの対応が求められます。 残留農薬検査のサンプリングの仕方については、完成版の管理点6.6.2において、 「もっとも残留の可能性が高いと思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所からサンプルを選んでいる」 としています。

通し番号	項目番号	投稿者	パブリックコメントとしてお寄せいただいた問題点	パブリックコメントとしてお寄せいただいた意見・改善案	技術委員会の回答
7	4.1.1	会員企業	「行政の通知・指定による土壌汚染地域及びその隣接地にある圃場は定期的に問題となる物質を分析し、安全性を確認している。」について	「土壌汚染地域では栽培しない、隣接地では定期的に分析」に変更した方がいいのではないか。	完成版では、 「① 行政の通知・指定による土壌汚染地域にある圃場は行政の指導に従っている。 ② 管理点1.2.2の③周辺の状況、および圃場の使用履歴（ドリン系農薬などのPOPs物質の残留等）から、土壌汚染が心配される場合には、土壌分析等を実施して安全性を確認している。問題が発見された場合は行政に相談している。」 としました。
8	4.1.2	会員企業	「連作障害の予防をしている」という管理点について、連作障害は食の安全とは関係ないのでは？土壌消毒のことを定義したいのか？		連作障害の防止は、使用する農薬の種類と量の改善に役立ち、同時に環境保全にも関係する総合的に重要な管理点として認識しており、便宜上「食の安全」の中に位置付けました。
9	4.2.1（パブコメ番号）	会員企業	「栽培中に使用する水は、確認できる範囲で取水と排水が明確に分離されている。用排水の分離が行われていない地域では、排水に生活排水が流れ込んでいなければよい。」について 用排水→取排水のことか？ 排水に生活排水が　→　取水に、ではないか？		完成版では、この項目は削除されました。
10	4.3.1	会員企業	「農産物を最後に洗う水や収穫後に霧吹きに使う水、農産物と触れる氷を衛生的に取り扱っている。また、水質検査を年１回以上行い、大腸菌不検出であることを確認している。主に生食するものは飲用適の水を使用する。」について、これはみなさん実施可能なんでしょうか？		実施可能であると判断しています。

通し番号	項目番号	投稿者	パブリックコメントとしてお寄せいただいた問題点	パブリックコメントとしてお寄せいただいた意見・改善案	技術委員会の回答
11	4.4.1	会員企業	「土地や気候に適した品種、販売力、耐病性、耐虫性、穂木の安全性（ウイルスの感染の有無）、農薬や肥料の使用量が少ないもの、といった多様な面から品種を選択している。」について、販売力とは？　不要ではないでしょうか。耐病性や対虫性品種でないとダメなんでしょうか？		販売力とは、市場での評価を指します。耐病性や耐虫性は、IPMの視点から推奨しています。
12	5.1.1	会員企業	「施肥の責任者が、肥料の選択と散布計画の立案と実行の指示を行っている。」について、施肥の責任者　を規定するのならば「施肥責任者」などを定義すべきでは？団体認証なら必須では？		完成版では、 「肥料の選択と散布計画の立案と使用の指示を行う責任者が特定されている。」 としました。 この「肥料の選択と散布計画の立案と使用の指示を行う」人のことが施肥の責任者の定義となります。
13	5.1.5（パブコメ番号）	会員企業	「作物への硝酸塩の過剰蓄積を防いでいる」について、硝酸塩の過剰蓄積の定義は？		完成版では、この項目は削除されました。
14	5.1.5	会員企業	「圃場に未処理の生活廃水や生の人糞・家畜糞を使用していない。」について	「未成熟な堆肥を使用しない」などの方が良いのでは？	堆肥については管理点5.1.7で 「堆厩肥は発酵温度を60℃以上に保つ等して病原微生物を低減させている。」 という適合基準で対応しています。
15	5.1.6	会員企業	「①普通肥料・特殊肥料以外の資材は、有害な重金属・化学物質による汚染がないことを確認している。」について、内容がわかりにくいです。なにを指しているのでしょうか？		この項目は化学的危害の検討をしているかという項目です。 完成版では、 「普通肥料・特殊肥料以外の肥料等は、有害な重金属・化学物質による汚染に関し、販売元から証明書を入手する等により安全性を確認している。」 としました。

通し番号	項目番号	投稿者	パブリックコメントとしてお寄せいただいた問題点	パブリックコメントとしてお寄せいただいた意見・改善案	技術委員会の回答
16	5.1.7	会員企業	「肥料等は病原微生物等による汚染がないことを確認している。① 原材料、製造方法を把握している。」について、化成肥料の製造法も把握するべきでしょうか？		完成版では、 「普通肥料以外の肥料等を使用する場合は、下記の方法により病原微生物等による汚染を防いでいる。」 とし、普通肥料の登録がないものに関してのみ証明書や製造工程表などを求めるようにしました。
17	5.1.9（パブコメ番号）	会員企業	「管理点5.1.7、5.1.8の確認の結果、問題が発見された場合は検査等を実施し、対策をとっている。」について、不要では？入れるならば必須では？		この項目は削除し、管理点5.1.6、5.1.7で安全性を確認していることを求めるようにしました。
18	5.3.1	会員企業	肥料等の散布記録について、重要ではなく必須では？		完成版では、必須に変更しました。
19	6.1.3	会員企業	「農薬使用の責任者は、総合的病害虫・雑草管理(IPM: Integrated Pest Management)に取り組むなど、～」について	言葉の定義と合わせるため、総合的～～(IPM) →　IPM(総合的～～)に変更したらどうか。	完成版では、言葉の定義を 「総合的病害虫・雑草管理:Integrated Pest Management(IPM)の訳語であり～」 としました。
20	6.1.4	会員企業	「① 今後散布する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫を書いた使用農薬の一覧表がある。地方公共団体や農協の防除歴でもよい。」について	防除歴→防除暦に変更すべき。小売店や普及センターなどの防除暦もあるので、「地域の他者が作成した防除計画を、内容を確認した上で使用しても良い」に変更したらどうか。	完成版では、 「① 散布する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫を書いた使用農薬の一覧表がある。地方公共団体や農協等が発行した最新の防除暦でもよい。」 としました。
21	6.1.5	会員企業	「過去1年間に使用した農薬を把握し、耐性を生じないような防除計画を立てている。」について、ローテーションの薬剤選定は果樹では２～３年のローテーションも普通である。		完成版では、 「過去に使用した農薬を把握し、耐性が生じないような防除計画を立てている。ラベルに指示がある場合はそれに従っている。」 としました。
22	6.1.7（パブコメ番号）	会員企業	「農薬使用の責任者は、有機JAS規格や特別栽培ガイドライン及びそれに準ずる行政の栽培基準を考慮して農薬使用計画を立てている。」について、文章の意図するところが不明。不要では？		完成版では、この項目は削除されました。

通し番号	項目番号	投稿者	パブリックコメントとしてお寄せいただいた問題点	パブリックコメントとしてお寄せいただいた意見・改善案	技術委員会の回答
23	6.2.1	会員企業	「農薬使用責任者の許可無く農薬の準備・使用をしていない」について、審査における具体的な確認方法が不明確と思われます。この項を適合と判断するためには、農場はどのような証拠を準備し、審査員はどのような確認をすべきでしょうか。6.2.1項の適合基準では、具体性に欠けているように思われます。		作業者がどのような手順で農薬の準備・使用をしているのか、そのやり方や、その手順の中で責任者への許可の取り方はどうなっているのかを審査員が確認します。確認の方法は聞き取りでも文書化した手順書でもかまいません。
24	6.2.1	会員企業	「農薬使用責任者の許可無く農薬の準備・使用をしていない。」について	許可の手順は？　口頭？　指図書など文面による許可は必要だと思います。	
25	6.2.6	会員企業	「① 使用回数・総使用回数及び使用時期（収穫前日数等）は、ラベルの指示に従っている。」について	使用時期（収穫前日数等）　→　使用時期（収穫前日数）に変更したらどうか。　言葉の定義と管理点6.1.5に合わせるべき。	使用時期(収穫前日数等)に統一しました。
26	6.2.7	会員企業	混用はラベルに書いてません。混用事例集を参照する。		混用はなるべく避けて欲しいとのことから、管理点6.2.7に混用を明記するのではなく、やむをえず混用する場合は、管理点6.2.10の、 「管理点6.2.2、6.2.6、6.2.7、6.2.9以外についてラベルに記載された使用上の注意がある場合は,その指示に従っている」 を適用してもらうことになりました。

通し番号	項目番号	投稿者	パブリックコメントとしてお寄せいただいた問題点	パブリックコメントとしてお寄せいただいた意見・改善案	技術委員会の回答
27	6.2.7	会員企業	「② 使用する農薬の最終有効年月を確認している。」について	「有効期限が切れた農薬は使用しない」としたらどうか。	有効期限が切れた農薬を間違えて使わないようにするために、完成版では、準備段階は管理点6.2.7で最終有効年月を確認し、保管段階は管理点6.4.5で分別保管するとしました。この項目では記録を求めていませんので、記録はなくてもかまいません。
28	6.2.7	会員企業	「②使用する農薬の最終有効年月を確認している。」について、「最終有効年月を確認して使用した」とする記録を確認できれば適合なのか、「最終有効年月」そのものを使用記録に残していなければならないのか、適合基準の表現では判断がつきにくいかと思います。		
29	6.4.5	会員企業	「最終有効年月を過ぎた農薬の使用」について、廃棄処分以外の選択肢がない。最終有効年月を過ぎた農薬については、廃棄処分がベストとは思われますが、有効期限切れの農薬を使ってしまった農場について、回復方法が困難ではないでしょうか。最終有効期間を過ぎたからといって、使用禁止になるわけではないことも含め、検討いただけますようお願いします。		
30	6.4.5	会員企業	「最終有効年月を過ぎた農薬は安全に保管・識別され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方公共団体や農協の指導に従って処分されている。」について	「使用できなくなった農薬の管理」に管理点を変更し、「有効期限が切れたり使用制限により使用できなくなった農薬は、分けて管理する。出来るだけ速やかに適切な処理により処分する。」に適合基準を変えたらどうか。	
31	6.2.9	会員企業	「① 農薬散布後、ラベルに立ち入り禁止が記載されている場合は、農薬散布後その期間中は圃場へ立ち入ってはいけないことが文書化（掲示を含む）されている。ラベルに記載がない場合は該当外。」について	ラベルに記載がない場合　以降は不要では？	完成版では、 「ラベルに記載がない場合該当外。」 は削除されました。

通し番号	項目番号	投稿者	パブリックコメントとしてお寄せいただいた問題点	パブリックコメントとしてお寄せいただいた意見・改善案	技術委員会の回答
32	6.3.1	会員企業	「② 農薬散布後の残液の処理は、地方公共団体の指導に従っている。それらの指導がない場合には、農産物や水源に危害のない自分の管理する場所に散布している。」について	②「農産物や水源に危害のない～～」以降だけで良いと思います。 必須項目に変更すべき。	完成版では、 「農薬散布後の残液の処理は、地方公共団体の指導に従っている。」 は残しました。 理由としては、地方公共団体の指導がある場合はそれを優先させる必要があるためです。 レベルの設定については、法律との関係や影響の大きさを考慮し、重要としました。
33	6.3.2	会員企業	散布設備の洗浄について	レベルは必須ではないか？	レベルの設定については、法律との関係や影響の大きさを考慮し、重要としました。
34	6.3.3	会員企業	「散布設備の洗浄水を適切に処理している」について	管理点6.3.1と同じ重要度。「農作物や水源に危害のない～～」の文章が農作物・水源に危害のないという意味にもとれ、農作物にまいて処理するともとれる	完成版では、 「自分の管理する場所で、農産物や水源に危害がなく作物を植えることのない場所へしみ込ませるようにしている。」 としました。 レベルの設定については、法律との関係や影響の大きさを考慮し、重要としました。
35	6.3.4	会員企業	「農薬使用について、下記の項目を記録している。③ 使用日」について	使用目的も管理点6.3.4ではないか？ 使用日→使用日時にすべきでないか。	「農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令」第9条から判断しました。 完成版では、 「使用日」 としました。上記省令では時刻は要求されていないので入れていません。
36	6.3.4	審査員	「有効成分」が一覧表にならない理由は何でしょうか。残留成分の認識付けなど、大切な理由はあると思うのですが。	一覧表の引用に「有効成分」もいれてはもらえないものか。	完成版では、有効成分についても 「使用農薬の一覧表からの引用が分かるようになっているのでもよい。」 となっています。
37	6.3.5	会員企業	農薬使用の記録について	天候・風向と風の強さ・気温　も入れては？	重要項目とするほどの内容ではなく、各自が任意で記録すべき項目と考えます。

通し番号	項目番号	投稿者	パブリックコメントとしてお寄せいただいた問題点	パブリックコメントとしてお寄せいただいた意見・改善案	技術委員会の回答
38	6.4	会員企業	「6.4農薬（ワックスも含む。特定農薬は除く。）の保管」について、ワックスってなんでしょうか？		ワックスとは鮮度保存のための皮膜剤です。日本においては食品添加物となります。 完成版では、海外項目に移動しました。理由としては、日本においては、人の健康を損なう恐れのない物質として厚生労働大臣が定めた65物質の一つであり、使用実態もあまりありませんが、海外では管理すべきケースもあるからです。
39	6.4.1	会員企業	「③日本以外の農場の場合、農薬の保管に関する法令を確認し遵守している。」について	「日本以外の農場の場合、」をはずしたらどうか。	国内の法律は他の管理点で網羅されています。位置づけを明確にするために、この管理点は海外項目に移動しました。
40	6.4.2	会員企業	「① 農薬保管庫は強固であり施錠されている。」について、保管庫のことは管理点6.4.4では？		保管庫、保管条件については管理点を組み直しました。、レベルで管理点を分けることにしました。
41	6.4.3	会員企業	「④ 専用の砂・ほうき・ちりとり・ごみ袋等が用意されている。」について、専用の砂とはなんでしょうか？		完成版では、 「流出した農薬を清掃するための専用の砂・ほうき・ちりとり・ごみ袋等が用意されている。」 としました。
42	6.4.3	会員企業	「① ラベルで要求されている温度条件が保たれている。⑥ 危険性を警告する表示がされている。」について	「①直射日光や風雨が当たらず、高温多湿にならないよう管理された場所⑥農薬保管庫であることがわかる表示　農薬責任者の名前の表示」にしたらどうか。	農薬により条件が異なるため、「ラベルで要求されている温度条件が保たれている。」の方がよいと判断されました。 農薬責任者の名前は保管庫には不要と判断されました。
43	6.6.1	会員企業	「農産物が取引される国の最新の残留農薬基準の情報を入手できる。」について	できる→する　ではないか？	完成版では、 「① 農産物が取引される国の最新の残留農薬基準の情報を入手している、または入手方法を知っている。」 としました。

通し番号	項目番号	投稿者	パブリックコメントとしてお寄せいただいた問題点	パブリックコメントとしてお寄せいただいた意見・改善案	技術委員会の回答
44	6.6.5	会員企業	残留農薬検査の実施機関について、信頼性の確認方法が曖昧と思われます。「年一回以上の外部精度管理試験に参加している」という条件について、農場が確認するべき内容は、どのようなことが必要でしょうか。試験時期、結果、精度管理の試験内容などを把握すべきでしょうか。現在の適合基準の記載方法ではどの程度まで必要なのか不明確かと思われます。		完成版では、 「残留農薬検査を行う検査機関は、下記のいずれかを満たしている。 ① 食品衛生法に基づく登録機関、ISO17025認定機関 ② 日本GAP協会が推奨する検査機関 ③ 年1回以上、外部精度管理試験に参加しており、適切な精度管理を行っている機関」 としました。 「③年1回以上、外部精度管理試験に参加しており、適切な精度管理を行っている機関」について、確認すべき内容は、いつ、どの外部精度管理試験に参加しているのか、試験結果は良好だったのか、といったことになります。 生産者が判断するには難しい部分があります。そのため「②日本GAP協会が推奨する検査機関」やそのための規則である「検査機関の推奨に関する細則（未発表）」をご活用いただくことが現実的かと思います。細則ではJCLAが推奨する外部精度管理試験について参考にする予定です。 食品衛生法に基づく登録機関、ISO17025認定機関だけでは対象となる検査機関が少ないとの意見があり、検査の信頼性を保ちながら対象を増やすにはどうすればよいかを検討した結果、完成版の内容になりました。
45	6.6.5	会員企業	「残留農薬検査を行った※1検査機関は、年1回以上外部精度管理試験に参加しており、適切な精度管理※2をを行っている機関であることを確認している。」について、※1：過去形で記載されており、事後的な確認で問題ないという解釈が生まれる可能性がある。※2：適切な制度管理という表現が曖昧である。	※1：「残留農薬検査を委託する検査機関は・・・」といった形で、検査を行う前に確認が必要であるという文章に訂正していただく。※2：例えば、年１回以上参加している外部精度管理試験は、JCLAが推奨する外部精度管理試験に該当していること、といった形で外部精度管理試験の質にも一定の基準を設けるというのはいかがでしょうか。	
46	6.6.5	会員企業	「残留農薬検査を行った検査機関は、厚生労働省登録機関、ISO17025の認定を取得した機関」という要件をゆるめようとしている。農林水産省消費安全局は今後ISO17025認証取得を必須要件とする方向で検討中です。また厚生労働省のなかでも上水道関係の分析では県などの分析所であってもGLP取得が必須です。これらのことから、JGAPにおいても要件を緩和すべきではないと考えます。		
47	6.6.5	審査員	検査機関がISO17025から外部精度管理試験になっているのは、なぜですか？	G6.6.5との関連からも、今までどおりが良いのではないか	

通し番号	項目番号	投稿者	パブリックコメントとしてお寄せいただいた問題点	パブリックコメントとしてお寄せいただいた意見・改善案	技術委員会の回答
48	6.6.2	会員企業	「農場内で使用した農薬及びドリフトの可能性がある農薬のうち、もっとも残留の可能性が高いと思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所からサンプリングして残留農薬検査を行うことを計画している。また、その計画書を保管している。」について	検査を行う計画書の保管は不要では？　検査の計画書の保管は必要でしょう。	完成版では、管理点6.6.2で 「残留農薬検査の計画が文書化されている。」 とし、管理点6.6.3で 「サンプリング方法を記録し、検査記録を保管している。」 としました。
49	6.6.3	会員企業	「管理点6.6.2の計画に基づき、年1回以上残留農薬検査を行い、農薬に関する工程管理が適切であることを確認している。」について、残留農薬検査を行う目的はそれなんでしょうか？　今一度議論を。		完成版では、 「管理点6.6.2の計画に基づき、年1回以上残留農薬検査を行い、農薬の使用が適正であることを確認している。」 としました。
50	12.4	会員企業	③の”マニフェスト”は、この管理と適合基準の本文中に唐突にでてきており、不自然と考えます。	恐らく”マニフェスト制度”を前提としたものと思われますが、JGAPの適合基準の本文中の文言としては、「計画」等の文言が良いのではと考えます。どうしても”マニフェスト”の文言を使用するのであれば、”本規範の前段の”言葉の定義と説明”に明記すべきと考えます。	完成版では、 「③回収・処理の実績（産業廃棄物管理票（マニフェスト）、廃棄物処理の委任状等）がある。」 としました。言葉の定義に、産業廃棄物管理票を載せました。
51	15.1.7	会員企業	「取扱説明書を熟読している」について、取扱説明書の熟読を求めているが、農場は熟読していることをどのような証拠として残せば良いでしょうか。また、審査員はどのような証拠から熟読していることを審査できるでしょうか。農業機械の中には、取扱説明書がそもそもついていない物もあるかと思われます。そのようなばあいについても、適合基準の中で触れていただけるようにお願いします。		完成版では、 「農業機械の取扱説明書は,内容を理解し,すぐに取り出せるところに保管している。」 としました。内容を理解しているかどうかは、農業機械の取扱いにおける事故防止の対策を審査する際に、取扱説明書をどのように活用したか確認すればよいかと思います。取扱説明書を紛失等した場合は、メーカーや販売店に問い合わせ入手する努力をしていただくことが必要です。

通し番号	項目番号	投稿者	パブリックコメントとしてお寄せいただいた問題点	パブリックコメントとしてお寄せいただいた意見・改善案	技術委員会の回答
52	15.1.11	指導員・審査員補	「防除衣を着用後毎回洗浄している。」について以下の理由により毎回の必要性はないと思います。 ・リスク分析、管理されていれば農産物への農薬混入及び作業者への健康被害はない ・防除衣は他の衣料品と混ぜて洗えないので作業が大きな負担となり実効性が乏しい ・GLOBALGAPでも毎回の洗浄は求めていない（管内GLOBALGAP認証取得者の話）	「防除衣を必要に応じ洗浄している。」とし、防除衣の洗浄頻度について根拠となるリスク分析、及びマニュアル化を求める方が現実的と思います。	科学的データがない中で生産者が個別に洗浄頻度を決めるためのリスク検討を行うことは難しく、農薬散布に使用したらその都度洗浄するのが基本である、との意見が採用されました。
53	16	会員企業	労働者という言葉が出てきているが作業者と従業員との関係が確認できません。	労働者についての言葉の定義を追記いただく、または作業員と従業員に言葉を変更する。	完成版では労働者という言葉を用いず、作業者と従業員のみに変更しました。
54	その他	会員企業	危害についての言葉の定義が、食品安全のリスクと混同して定義されている部分がみられます。	危害についての言葉の定義を下記の通り提案します。 「危害：健康への悪影響をもたらす可能性がある，農産物中の生物的、化学的及び物理的物質、または農産物の状態。」 「食品安全のリスク：危害の発生確率及びその危害の程度の組み合わせ。例：食品安全のリスク=危害要因の大きさ（重篤さ）×発生頻度（確率）」	完成版では「危害要因」を使用しています。危害要因の言葉の定義は、 「健康への悪影響を引き起こす可能性を持つ、食品の生物学的、化学的または物理的な要因、あるいは状態。」 としました。 完成版では、リスクという言葉は混乱を避けるために削除しました。
55	その他	会員企業	「青果物第2.1版による審査は2011年5月末まで可能である。」との記載について。	2010年7月1日より実施ということから、2011年6月末まで可能とする方が、よろしくはないでしょうか。	完成版では、2011年6月末日までに変更しました。
56	その他	会員企業	言葉の定義について、「栽培の定義：播種、（剪定）、育苗、定植、施肥。潅水、防除」など時系列で並べてはどうか？耕起、ハウス管理、暖房、電照、などは圃場管理として分けるべき。		完成版では、 「播種、定植、施肥、剪定、更新等の農業生産者の行う圃場における収穫以外の一連の作業活動をいう。」 としました。
57	その他	会員企業	植物残渣の言葉の定義について、「栽培中に切り落とされた枝・幹・葉・根など」 →「栽培中および収穫後に」へ変更した方がよいのではないか。		完成版の言葉の定義では、 「収穫物で出荷に適さず廃棄されるもの、または栽培中及び収穫後に切り落とされた枝・幹・葉・根など。作物残渣ともいう。」 としました。